



## 振込・振替取引の照会

お取引を取り消す場合は「取消確認」ボタンを押してください。

### 処理状況

処理済み

受付番号 **0730001** 受付日時 **2021年07月30日 09時03分** 取引方法 **ブラウザ**

### 取引内容

引落口座



金融機関名

支店名

科目

口座番号

受取人名

振込・振替先口座

金額 **100,000円**

引落合計金額 **100,440円 (税込手数料440円)**

指定日 **07月30日**

振込依頼人名 **IR 川北**

取消確認

戻る



## 振込・振替取引の照会

お取引を取り消す場合は「取消確認」ボタンを押してください。

### 処理状況

処理済み

受付番号 **0730003** 受付日時 **2021年07月30日 09時04分** 取引方法 **ブラウザ**

### 取引内容

引落口座

[Redacted]

金融機関名

支店名

科目

口座番号

受取人名

振込・振替先口座

金額 **15,000円**

引落合計金額 **15,220円 (税込手数料220円)**

指定日 **07月30日**

振込依頼人名 **IR 凡社**

取消確認

戻る

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・江間治人)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・聴諫情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費 <b>事務所費</b> ・人件費		
内容	事務所電気代 令和3年7月分		
年月日	令和3年7月31日	金額	10,497円

目的	—
用途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

振替払込請求書兼受領証 (振込金受領証) (030701)

口座記号番号	00100	5	900116	加入者名	中部電力ミライズ株式会社
令和	3年	7月分	ご使用期間	6月1日～6月30日(日程01)	
金額	千 百 十 万 千 百 十 円			消費税等相当額(円角)	
			20993		1907円
ご依頼人氏名 江間 治人 様					
お客さま番号・契約種別	容量	ご使用量	上記金額の内訳(円)		
従量電灯C	kVA 6	kWh 289	8271		
低圧電力	kW 10	kWh 128	12722		

本証により当社の集金員が集金することはありません。裏面もごらんください。

お支払期日は **8月2日** です。お支払期日を過ぎてお支払いいただいた場合は、延滞利息(年利10%)を、お支払いの日以降の料金とあわせてご請求いたします。ただし、ご家庭や商店など低圧の電気をお使いいただいているお客さまが、お支払期日の翌日から10日目までにお支払いいただいた場合は、延滞利息を申しあげません。払込用紙の有効期限は **8月23日** となっております。中部電力ミライズ株式会社 カスタマーセンター

0570-048-155  
(携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)



(ゆうちょ銀行)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で 使用のため	20,993円	1/2	10,497円
		%	





## 会派様式第5号

## 雇用実績表

7月分		氏名		
日	曜日	雇用 時間数	うち政務活動 業務時間数	政務活動業務内容
1	木	5時間 15分	4時間 00分	書類作成・来客対応・スケジュール管理
2	金	5時間 00分	4時間 00分	書類作成・来客対応・スケジュール管理
3	土			
4	日			
5	月			
6	火	5時間 45分	4時間 00分	書類作成・来客対応・スケジュール管理
7	水			
8	木	5時間 00分	4時間 00分	書類作成・来客対応・スケジュール管理
9	金	5時間 00分	3時間 00分	書類作成・来客対応・スケジュール管理
10	土			
11	日			
12	月			
13	火	5時間 00分	3時間 30分	書類作成・来客対応・スケジュール管理
14	水			
15	木	5時間 00分	3時間 30分	書類作成・来客対応・スケジュール管理
16	金	5時間 00分	3時間 30分	書類作成・来客対応・スケジュール管理
17	土			
18	日			
19	月			
20	火	5時間 00分	3時間 00分	書類作成・来客対応・スケジュール管理
21	水			
22	木			
23	金			
24	土			
25	日			
26	月			
27	火	5時間 00分	3時間 00分	書類作成・来客対応・スケジュール管理
28	水			
29	木	5時間 00分	3時間 00分	書類作成・来客対応・スケジュール管理
30	金	5時間 00分	3時間 30分	書類作成・来客対応・スケジュール管理
31	土			
計		(A) 61時間 00分	(B) 42時間 00分	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和 3 年 7 月 31 日

会派・議員名 自民改革会議 江間 治人

〔政務活動費充当計算〕・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B)〔42時間 00分〕 × 単価〔910円〕 = 38,220円

交通費 1685円 × 42 / 61 [(B)/(A)] = 1,160円

②総支給額〔57,195円〕 × (B) / (A) = 39,380円





会派様式第5号

雇用実績表

7月分		氏名		
日	曜日	雇用時間数	うち政務活動業務時間数	政務活動業務内容
1	木			
2	金			
3	土	5時間 00分	4時間 00分	政務活動費書類作成、来客対応、スケジュール、書類整理・HP更新
4	日			
5	月	5時間 15分	4時間 00分	来客対応、スケジュール、書類整理
6	火			
7	水	5時間 15分	4時間 00分	来客対応、スケジュール、書類整理
8	木			
9	金			
10	土	5時間 15分	4時間 00分	来客対応、HP更新、スケジュール、書類整理
11	日			
12	月	5時間 00分	4時間 00分	来客対応、スケジュール、書類整理
13	火			
14	水	5時間 00分	4時間 00分	来客対応、HP更新、スケジュール、書類整理
15	木			
16	金			
17	土	5時間 00分	4時間 00分	来客対応、HP更新、スケジュール、書類整理
18	日			
19	月	5時間 15分	4時間 00分	来客対応、HP更新、スケジュール、書類整理
20	火			
21	水	5時間 30分	4時間 00分	来客対応、HP更新、スケジュール、書類整理
22	木			
23	金			
24	土	5時間 00分	4時間 00分	書類整理、来客対応、スケジュール
25	日			
26	月	5時間 00分	4時間 00分	来客対応、HP更新、スケジュール、書類整理
27	火			
28	水	5時間 00分	4時間 00分	来客対応、HP更新、スケジュール、書類整理
29	木			
30	金			
31	土	5時間 00分	4時間 00分	政務活動費書類作成、来客対応、スケジュール、書類整理
計		(A) 66時間 30分	(B) 52時間 00分	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和 3 年 7 月 31 日

会派・議員名 自民改革会議 江間 治人

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) { 52 時間 00分 } × 単価 { 910 円 } = 47,320 円 /  
 交通費 1,045 円 × 52 / 66.5 [(B)/(A)] = 817 円  
 ②総支給額 { 61,560 円 } × (B) / (A) = 48,137 円



## 新聞購読料 領収証

江間はるひと政務事務所 様

ご購入ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2021年7月分

領収日 7月29日

領収金額 ¥1,934

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象 0)  
(8%対象 1,934)販売店 山口 邦彦  
住所 周智郡森町飯田289  
TEL 0538-85-7518 FAX 0538-85-7519

お申込No. [REDACTED]



支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 ・ 江間治人 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読 令和3年 7月分		
年 月 日	令和3年 7月 30日	金 額	1,550 円

目 的	県政、社会情勢に関する情報収集
使 途	令和3年7月 購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し政策や質問の参考にする

《領収書貼付枠》

領 収 証

江 間 治 人 様

2021年 7月分  
( 55) 19.00集金  
お問合せNo. [REDACTED]  
(8% 3,100円)  
(10% 0円)  
合計金額  
**3,100 円**

上記金額正に領収いたしました。  
※消費税等込み

品 名 (※は軽減税率対象)	部 数	金 額	備 考
*静岡 (朝刊)	1	3,100	

ご愛読ありがとうございます。  
 お客様にまごころとともに新聞を  
 お届けいたします。  
 今後ともお引き立てお願いいたします。

読売・日本経済・静岡新聞  
**(有)博報堂新聞店**  
 ☎0120-320156  
 ☎32-0155 ☎37-0236



お客様の個人情報は、配達・集金業務などに利用させていただいております。

案分の理由 後援会活動を含むため 按分する (1/2)	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,100 円	50%	1,550 円





整理番号	3-10-7-9
------	----------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 ・ 江間治人 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	6月政務活動費郵送		
年月日	令和3年 7月 6日	金額	250円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

領収書

江間 治人 様

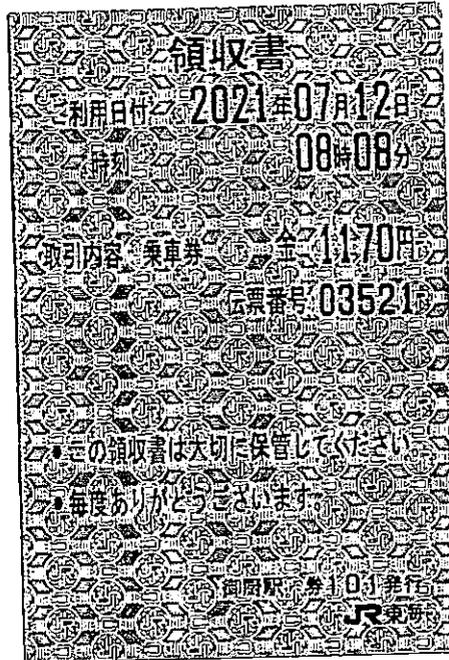
[証紙切手引受]  
 第一種定形外(規格内) 160.0g  
 @250 1通 ¥250  
 -----  
 小計 ¥250  
 -----  
 郵便物引受合計通数 1通  
 課税計(10%) ¥250  
 (内消費税等 ¥22)  
 非課税計 ¥0  
 -----  
 合計 ¥250  
 お預り金額 ¥550  
 おつり ¥300



〒100-8792 日本郵便株式会社  
 東京都千代田区大手町2-3-1  
 取扱日時: 2021年 7月 6日 13:41  
 担当:   
 発行No. 210706A2216 端N71箱03  
 連絡先: 磐田郵便局  
 TEL: 0570-943-722

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動費にかか るものである	250円	100%	250円





	領 収 書	No. <b>52080210138</b> 2021年7月12日				
江間 治人 様						
金額	,	百万	,	千	,	円
¥ 1 1 7 0						
但し 乗車券類等代金						
上記金額確かに領収いたしました 「消費税等込み」						
<b>東海旅客鉄道株式会社</b> <b>御厨駅</b>						
現金出納社 ご利用いただきましてありがとうございます						

印紙税申告納  
 付につき名古屋中村  
 税務署承認済

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 ・ 江間治人 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	自動車リース代 6月		
年月日	令和3年 7月 27日	金額	10,863 円

目的	-		
使 途	-		
政務活動・ 県政との 関連性	-		
<<領収書貼付枠>>  03-07-26 BF 03-07-26 BF 03-07-26 BF 03-07-26 BF 03-07-26 BA 03-07-27 BF 03-07-27 BF 03-07-27 BF 03-07-27 BF 03-07-27 BF 03-07-27 BF 03-07-27 BF 03-07-27 BF                      *43,450 トウキョウセンチュリ- 03-07-27 BF			

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動費、後援会活動費、私用を含むため按分	43,450 円	1/4	10,863 円

料金後納  
郵便

郵便はがき

〒 438-0038  
静岡県 磐田市  
鎌田  
2277-10

江間 治人 様



口座振替通知書



〒 430-0935

静岡県 浜松市中区

伝馬町

312-32 浜松シティビル 3F

部署 浜松支店営業チーム

電話 053-458-8521

担当

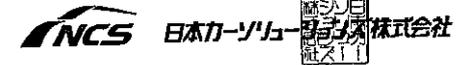
N-AO0322-0001

232

- 大切なお知らせが内側にあります。
- うら面のはがし口からゆっくりはがしてご覧ください。
- 水に濡れた場合はよく乾かしてから開いてください。

口座振替通知書

毎度お引き立てにあずかりありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。



請求書No. 51G49731 発行日 2021年7月7日 振替日は、2021年7月27日です。

契約番号 開始日 回/総 区分 ご請求明細 金額 内消費税 率 備考

			170830	47/ 60	1	3/ 6 分		43,450	3,950	10%	
区分	1 : リース	2 : 割賦	消費税	10%計	1 件		43,450	3,950		39,500	
	3 : CMS	4 : その他		総合計	1 件		43,450	3,950		39,500	

3-10-7-11



納付書・領収証書

労働保険

国庫金

※取扱庁名

静岡労働局

※取扱庁番号

00075420

徴収勘定 保険料収入及び  
一般拠出金収入

労働保険  
特別会計

0847

厚生労働省  
管

6118

※令和 03 年度

労働 保険 番号	都道府県	所管 管轄	基幹 番号	枝番 号	※CD
					3

※証券受領  
全部  一部

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

※会計年度(元号:令和は9) ※徴定年度(元号:令和は9)

元号 9-03 年度 1 期  
元号 9-03 年度 3 期

※収納区分

62

※認決  
区分

※内証券受領  
円

納付の目的  
1. 令和 03 年度 1 期  
(全額又は1期)  
2. 令和 02 年度 確定

(住所) 〒438-0078 磐田市  
中泉3-5-17

(氏名) 江間はるひと事務所  
江間治人

殿

内 訳	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
労働 保険料							4	1	0	7
一 般 拠出金										29
納 付 額 (合計額)							4	1	3	6

あて先  
〒20-8639

静岡市葵区追手町9-50  
静岡地方合同庁舎  
静岡労働局

労働保険特別会計歳入徴収官

上記の合計額を領収しました。

領 収 日 付 等

(7)  
出納済  
3. 7. 19  
静岡銀行  
福 岡  
(納付者渡し)

納付の場所

日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署



## 2020年度 雇用員 人件費

※政務活動費請求通以(弔電配達交通費は除く)

R3.8.3

年月	総支給金額	政務活動		後援会		総支給金額	政務活動		後援会		総支給金額	政務活動		後援会	
		金額	比率	金額	比率		金額	比率	金額	比率		金額	比率	金額	比率
R2年4月	63,335	43,918	69.3%	19,417	30.7%	67,951	53,537	78.8%	14,414	21.2%	131,286	97,455	74.2%	33,831	25.8%
5月	60,269	42,027	69.7%	18,242	30.3%	62,615	48,904	78.1%	13,711	21.9%	122,884	90,931	74.0%	31,953	26.0%
6月	61,085	41,417	67.8%	19,668	32.2%	72,226	56,684	78.5%	15,542	21.5%	133,311	98,101	73.6%	35,210	26.4%
7月	59,650	41,314	69.3%	18,336	30.7%	66,295	51,664	77.9%	14,631	22.1%	125,945	92,978	73.8%	32,967	26.2%
8月	52,704	35,367	67.1%	17,337	32.9%	63,065	48,213	76.4%	14,852	23.6%	115,769	83,580	72.2%	32,189	27.8%
9月	57,485	39,869	69.4%	17,616	30.6%	59,015	45,748	77.5%	13,267	22.5%	116,500	85,617	73.5%	30,883	26.5%
10月	65,866	45,921	69.7%	19,945	30.3%	62,920	48,506	77.1%	14,414	22.9%	128,786	94,427	73.3%	34,359	26.7%
11月	51,354	35,855	69.8%	15,499	30.2%	62,245	48,514	77.9%	13,731	22.1%	113,599	84,369	74.3%	29,230	25.7%
12月	56,135	38,970	69.4%	17,165	30.6%	53,984	42,089	78.0%	11,895	22.0%	110,119	81,059	73.6%	29,060	26.4%
R3年1月	61,310	42,339	69.1%	18,971	30.9%	50,529	40,698	80.5%	9,831	19.5%	111,839	83,037	74.2%	28,802	25.8%
2月	48,119	33,474	69.6%	14,645	30.4%	59,015	46,206	78.3%	12,809	21.7%	107,134	79,680	74.4%	27,454	25.6%
3月	66,400	45,809	69.0%	20,591	31.0%	74,781	58,544	78.3%	16,237	21.7%	141,181	104,353	73.9%	36,828	26.1%
計	703,712	486,280	69.1%	217,432	30.9%	754,641	589,307	78.1%	165,334	21.9%	1,458,353	1,075,587	73.8%	382,766	26.2%

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・江間治人)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報研費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	部局打合せ・スポーツ文化観光部 他		
年月日	令和3年 7月 8日	金額	3,130円

目的	要望事項の確認・調査
使途	交通費 高速代 (掛川～静岡 ・ 静岡～袋井)
政務活動・ 県政との 関連性	総合教育会議の内容確認と市町及び県民への情報発信

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。 <b>利用証明書</b>  料金所(自) 掛川 料金所(至) 静岡 21年 7月 8日 12時36分 <hr/> 通行料金 ¥1,410- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A09107-082009-308231 <b>確</b> <small>※通行料金は消費税10%対象です。                  ※本利用証明書はETC利用照会サービ                  スで印字されたものです。</small>	ご利用ありがとうございます。 <b>利用証明書</b>  料金所(自) 静岡 料金所(至) 袋井 21年 7月 8日 18時13分 <hr/> 通行料金 ¥1,720- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A09107-082009-309130 <b>確</b> <small>※通行料金は消費税10%対象です。                  ※本利用証明書はETC利用照会サービ                  スで印字されたものです。</small>
--	---

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動費にかか るものである	3,130円	100%	3,130円.

支出証 拠 書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・江間 治人)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	令和3年度 モラロジー研究所 維持費		
年 月 日	令和3年 8月 4日	金 額	5,000 円

会の趣旨・目的	地域社会における道徳振興・教育活動
会の活動内容等	毎月1回の研修会 他
政務活動・県政との関連性	道徳教育の方向性や具体的事例を参考として教育行政に提言する。

《領収書貼付枠》

払込受領証  
(コンビニエンスストア用)

ゆうちょ銀行又は郵便局でお支払いの場合、左側の2票だけをお出しください。

払込人氏名	江間 治人 様
請求番号	(1322114)
金 額	5,000円
受取人	公益財団法人 モラロジー道徳教育財団 代行会社 SMBCファイナンスサービス株

取入印紙  
(コンビニエンスストア用納品)

27023  
'21.8.-4  
田 田 田 田 田  
マシーナ

(コンビニエンスストアお客様渡し)

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (定款)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	5,000 円	/	5,000 円
		100%	

# 公益財団法人モラロジー研究所 定款

昭和 22 年 7 月 7 日 制定

平成 30 年 9 月 12 日 改定

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人モラロジー研究所と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を千葉県柏市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、モラロジーの研究をなし、かつ、モラロジーに基づく社会教育と福祉事業を行い、もって世界の平和、人類の安心と幸福の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) モラロジーの研究
- (2) モラロジーを基調とする社会教育
- (3) モラロジーに関する出版物の刊行
- (4) モラロジーを基調とする学校教育に対する助成
- (5) モラロジーの理念に基づく福祉事業

2 この法人は、前項の事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- (1) 不動産賃貸に関する事業

3 その他この法人の目的を達成するために必要な事業を行う。

4 第 1 項、第 2 項及び第 3 項の各事業は、日本全国において行うものとする。

### 第3章 資産及び会計

#### (資産)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) この法人設立当初、設立者が寄附した財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 維持費収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

#### (基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1及び別表第2の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。
- 3 別表第2の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

#### (事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支(損益)予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

### (事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書(損益計算書)
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書(損益計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュ・フロー計算書

2 前項第3号から第7号までの書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、前項中、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を、主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

**(公益目的取得財産残額の算定)**

第 10 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 5 号の書類に記載するものとする。

**(長期借入金)**

第 11 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の 3 分の 2 以上の決議を経なければならない。

**(会計原則)**

第 12 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準その他の公益法人の会計の慣行に従う。

**第 4 章 評 議 員****(評議員)**

第 13 条 この法人に評議員 9 名以上 15 名以内を置く。

- 2 評議員のうち、1 名を評議員会長とする。
- 3 評議員は、この法人又は子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか 1 人と親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数(現在数)の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。又、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

**(評議員及び評議員会長の選任等)**

第 14 条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。又、評議員会長の選任及び解任も同様とする。

- 2 評議員選定委員会は、評議員 1 名、監事 1 名、事務局員 1 名を評議員会が選任し、次項の定めに基づいて選任された外部委員 2 名の合計 5 名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
  - (1) この法人関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人
  - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
  - (3) 第 1 号又は第 2 号に該当する者の配偶者、3 親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
  - (1) 当該候補者の経歴
  - (2) 当該候補者を候補者とした理由
  - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係
  - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
  - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
  - (2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員(2以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

#### (任 期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとし、再任を妨げない。

3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### (評議員に対する報酬等)

第16条 評議員は無報酬とする。

## 第5章 評議員会

#### (構 成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

#### (権 限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書(損益計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更

- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項第3号の定めについては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当する場合、承認に代えて報告とする。

#### (開 催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

#### (招 集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

#### (議 長)

第21条 評議員会の議長は、評議員会長がこれに当たる。

#### (決 議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 9名以上15名以内
  - (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とする。又、必要に応じて理事たる副理事長1名を置くことができる。
- 3 前項以外の理事のうち、2名以上4名以内を常務理事とする。又、必要に応じて業務担当理事を置くことができる。
- 4 第2項で定める理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。また、理事会の決議によって、第2項及び第3項で定める副理事長及び常務理事1名をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とすることができる。第3項で定める常務理事のうち代表理事以外の常務理事及び業務担当理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 5 この法人に、会計監査人を置く。

(役員並びに会計監査人の選任)

第25条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、常務理事及び業務担当理事は、理事会の決議によって

理事の中から選定する。

- 3 監事及び会計監査人は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。
- 4 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。又、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 7 理事又は監事並びに会計監査人に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

#### (理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長及び常務理事並びに業務担当理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、代表理事である副理事長、又は代表理事である常務理事がその職務を代行する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 6 業務担当理事は、この法人の業務を担当執行する。
- 7 理事長、副理事長、常務理事及び業務担当理事の権限は、職務権限規程による。
- 8 理事長、副理事長、常務理事及び業務担当理事は、毎事業年度に4箇月を

超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告の作成をする。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査をすることができる。

#### (会計監査人の職務及び権限)

第28条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び正味財産増減計算書(損益計算書)並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
  - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
  - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

#### (役員及び会計監査人の任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとし、再任を妨げない。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、な

お理事又は監事としての権利義務を有する。

- 5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

#### (役員及び会計監査人の解任)

第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 会計監査人が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

3 監事は、会計監査人が前項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

#### (報酬等)

第31条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

## 第7章 理事会

### (構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、常務理事及び業務担当理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (5) 評議員会で制定する以外の規則及び規程の制定、変更及び廃止に関する事項

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

3 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)の発行会社に対して株主等としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式
- (3) 株主配当増資への応募
- (4) 株主宛配布書類の受領

### (招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、副理事長もしくは常務理事が理事会を招集する。

**(議 長)**

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

**(決 議)**

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

**(議事録)**

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 8 章 顧 問

**(顧 問)**

第 38 条 この法人に、任意の機関として、若干名の顧問を置くことができる。

また、特に功労があった者を名誉顧問とすることができる。

- 2 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

**(顧問の職務)**

第 39 条 顧問は、次の職務を行う。

- (1) 理事長の相談に応じること
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

**(任 期)**

第 40 条 顧問の任期は、委嘱後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する理事会の終結時までとする。ただし、その理事会において別段の決議がされなかったときには、再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 41 条 顧問は、無報酬とする。

## 第 9 章 維 持 員

(維持員)

第 42 条 この法人の目的に賛同し、事業に協力する者を維持員とする。

2 維持員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める維持員規程による。

(加 入)

第 43 条 維持員になろうとするものは、加入申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(維持費)

第 44 条 維持員は、所定の維持費を納めるものとする。

2 維持費は、理事会の決議により別に定める。

(退 会)

第 45 条 維持員を退会しようとする者は、その理由を付して退会届を提出することとする。なお、死亡及び失踪宣告については退会したものとみなす。  
又、退会者については理事会に報告しなければならない。

(除 名)

第 46 条 維持員が次の各号の一つに該当するときは、理事会の決議を経て理事長がこれを除名することができる。

- (1) 維持費を滞納したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行動のあったとき
- (3) 公序良俗に反する行為のあったとき

**(維持費の返還)**

第 47 条 既納の維持費は、いかなる理由があっても返還しない。

**第 10 章 定款の変更及び解散****(定款の変更)**

第 48 条 この定款は、評議員の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条及び第 14 条についても適用する。

**(解 散)**

第 49 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

**(公益認定の取消しに等に伴う贈与)**

第 50 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

**(残余財産の帰属)**

第 51 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

**第 11 章 情報公開及び個人情報情報の保護****(情報公開)**

第 52 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運

営内容、財務資料等を公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

#### (個人情報保護)

第53条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護規程による。

### 第12章 公告の方法

#### (公告の方法)

第54条 この法人の公告は、官報により行う。

### 第13章 補 則

#### (事務局及び職員)

第55条 この法人は、その事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。  
3 職員は、有給とする。

#### (備付け帳簿及び書類)

第56条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事、評議員、会計監査人及び職員の名簿
- (3) 理事会及び評議員会の議事に関する事項
- (4) 財産目録
- (5) 事業計画書及び収支予算書
- (6) 事業報告書及び計算書類等
- (7) 監査報告書及び会計監査報告書
- (8) 役員等の報酬規程

(9) その他法令で定める帳簿及び書類

- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第121条、同第129条第3項、同156条第2項及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第21条第4項の定めによるほか、理事会の決議により別に定める情報閲覧規則によるものとする。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、廣池 幹堂とする。
- 4 この法人の最初の会計監査人は、とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。  
